

(設置)

**第1条** 本市行政運営の基本方針、重要施策等を審議するとともに、各部局間の総合調整を行い、もって行政の円滑な執行を図るため、守口市行政会議（以下「会議」という。）を設置する。

(構成)

**第2条** 会議は、別表に掲げる者（以下「構成員」という。）をもって構成する。

2 前項に定める者のほか、市長が必要と認めるときは、他の者を出席させることができる。

(付議する事項)

**第3条** 会議に付議する事項は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 総合基本計画及び実施計画に関する事項
- (2) 重要施策及び重要な新規事業に関する事項
- (3) 議会提出事案に関する事項
- (4) 組織、人事、財産等の運営の基本的制度に関する事項
- (5) 法令の制定及び改廃により市の事務事業の運営に重要な影響を与える事項
- (6) 各部局間相互の総合調整に関する事項
- (7) 前各号に掲げるもののほか、市長が特に必要と認める事項

(会議の開催等)

**第4条** 会議の開催日は、毎月1日とし、当該日が休日のときは、その翌日とする。ただし、必要に応じて開催日を変更し、又は臨時に開催することができる。

2 会議は、市長が主宰する。ただし、市長は、特にやむを得ないときは、その職務を副市長に代理させることができる。

3 議事は、市長があらかじめ指名する構成員が進行する。

(付議手続)

**第5条** 部局等の長は、会議に付すべき事項があるときは、開催日の5日前までに、その要旨及び資料を企画主管課に提出しなければならない。ただし、緊急を要するものについては、この限りでない。

(会議結果の周知)

**第6条** 構成員は、会議に付議された事項及びその結果について、構成員以外の部長相当職及び関係課長に周知するものとする。

(研究会)

**第7条** 会議は、必要に応じ特定の事項を調査研究させるため、研究会を設けることができる。

(会議の記録管理)

**第8条** 会議の経過及び結果は、これを記録し、保存しなければならない。

(庶務)

**第9条** 会議の庶務は、企画主管課が行う。

(その他)

**第10条** この規程に定めるもののほか、会議の運営について必要な事項は、市長が別に定める。

## 附 則

(施行期日)

1 この規程は、令達の日から施行する。

(守口市事務改善研究会規程の一部改正)

2 守口市事務改善研究会規程（昭和53年守口市規程第10号）を次のように改正する。

[次のよう略]

**附 則**（平成17年9月30日規程第10号）

この規程は、令達の日から施行する。

**附 則**（平成18年5月29日規程第5号）

この規程は、令達の日から施行する。

**附 則**（平成19年3月7日規程第1号）

(施行期日)

- 1 この規程は、平成19年4月1日から施行する。  
(収入役に関する経過措置)
- 2 地方自治法の一部を改正する法律（平成18年法律第53号）附則第3条第1項の規定により、収入役が在職する場合においては、第2条の規定による改正後の守口市行政会議規程の規定（会計管理者に関するものに限る。）、第4条の規定による改正後の守口市職員服務規程の規定（会計管理者に関するものに限る。）、第5条の規定による改正後の守口市職員提案規程の規定（会計管理者に関するものに限る。）、第8条の規定による改正後の守口市生計援助資金貸付基金管理規程の規定（会計管理者に関するものに限る。）、第9条の規定による改正後の水洗便所設備資金貸付基金管理規程の規定及び第10条の規定による改正後の守口市国民健康保険出産費資金貸付基金管理規程の規定は適用せず、第2条の規定による改正前の守口市行政会議規程の規定（収入役に関するものに限る。）、第4条の規定による改正前の守口市職員服務規程の規定（収入役に関するものに限る。）、第5条の規定による改正前の守口市職員提案規程の規定（収入役に関するものに限る。）、第8条の規定による改正前の守口市生計援助資金貸付基金管理規程の規定（収入役に関するものに限る。）、第9条の規定による改正前の水洗便所設備資金貸付基金管理規程の規定及び第10条の規定による改正前の守口市国民健康保険出産費資金貸付基金管理規程の規定は、なおその効力を有する。

**附 則**（平成19年3月29日規程第3号）

この規程は、平成19年4月1日から施行する。

**附 則**（平成19年9月1日規程第6号抄）

（施行期日）

- 1 この規程は、令達の日から施行する。

**附 則**（平成23年4月5日規程第3号）

この規程は、令達の日から施行する。

**附 則**（平成26年3月26日規程第3号）

この規程は、平成26年4月1日から施行する。

**附 則**（平成28年3月31日規程第2号）

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

**附 則**（平成29年3月31日規程第2号）

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

**附 則**（令和2年3月26日規程第3号）

この規程は、令和2年4月1日から施行する。

**附 則**（令和3年3月26日規程第3号）

この規程は、令和3年4月1日から施行する。

**附 則**（令和4年4月1日規程第3号）

この規程は、令達の日から施行する。

**別表**（第2条関係）

行政会議構成員									
市長	副市長	水道事業管理者	教育長	理事	危機管理監	教育監	企画財政部長	市長室長	
総務部長	市民生活部長	健康福祉部長	こども部長	都市整備部長	環境下水道部長	会計管			
理者	水道局長	教育委員会教育部長	選挙管理委員会事務局長	監査委員事務局長	議会事務				
局長									